医政発０３２８第２号
平成３１年３月２８日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

臨床研究総合促進事業の実施について

標記については、別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」により行い、平成３１年４月１日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。